

# 一般社団法人つながり探究所 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人つながり探究所と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、人と人とのつながりがもたらす効果を探究し、すべての世代のつながりづくりと居場所づくりのための支援活動を通じて、だれもが安心して暮らせる人にやさしい街づくりの実現を図り、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 子どもの遊び場づくりに関する支援事業
2. 子ども食堂の運営事業
3. 子どもの学習支援事業
4. 駄菓子屋の運営事業
5. 喫茶店及び飲食店の運営事業
6. お弁当の販売事業
7. 食料品、日用品雑貨、衣料品及びその他物品の販売事業
8. フードバンク事業
9. 高齢者に対する支援事業
10. ひきこもり、ひとり親家庭等の生活困窮者に対する支援事業
11. ヤングケアラーに対する支援事業
12. いじめ、不登校等で悩む子どもや保護者に対する支援事業
13. 産前産後の母親に対する支援事業
14. カウンセリング事業
15. 託児所及び保育所の運営事業
16. 放課後児童クラブの運営事業
17. 学習塾の運営事業
18. 社会貢献活動を行う団体に対する活動支援及びコンサルタント事業
19. 講演、講座の企画運営及び講師派遣事業
20. 各種イベントの企画運営事業

21. WEBサイト、チラシ等の広告物の企画及び制作事業
22. 環境保全に関する支援事業
23. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によりする。

## 第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

第2条 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
3. 除名されたとき。
4. 総社員の同意があったとき。

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

(役員等に関する事項)

第4章 役員 第23条 当法人が解散等には

(役員の数)

第17条 当法人は、理事3名以上を置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した理事の任期は、退任した理事の任期の満了する時まで、増員により選任した理事の任期は、その選任時に存在する理事の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第21条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第22条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第24条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第25条 当法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体若しくは公益社団法人、公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年5月31日までとする。

(設立時の役員)

第27条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 中村 真由子 武藤 和恵 倉地 亮子  
設立時代表理事 中村 真由子

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 [Redacted]  
設立時社員 中村 真由子

住所 [Redacted]  
設立時社員 武藤 和恵

住所 [Redacted]  
設立時社員 倉地 亮子

(法令の準拠)

第29条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人つながり探究所設立のため、設立時社員中村真由子ほか2名の定款作成代理人である小河英仁は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和4年6月1日

設立時社員 中村 真由子  
設立時社員 武藤 和恵  
設立時社員 倉地 亮子

上記設立時社員3名の定款作成代理人

名古屋市守山区茶臼前14番35号  
第一緑ヶ丘コーポラス南棟1階  
行政書士 小河 英仁



# 同一情報の提供

提供の日付 : 2022年6月6日

公証人 : 18110004 多田 衛



所属法務局 : 名古屋法務局

公証役場 : 春日井公証役場

愛知県春日井市鳥居松町  
四丁目5番地

請求対象の登簿管理番号 : 22-1811000402001595

請求対象の文書種別 : 電磁的記録の認証

請求対象の認証日 : 2022年6月6日

請求対象の処理公証人 : 18110004 多田 衛

所属法務局 : 名古屋法務局

公証役場 : 春日井公証役場

愛知県春日井市鳥居松町  
四丁目5番地

## 認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。